

秋篠台自治会会則

制定	昭和45年2月11日
制定	昭和46年4月17日
改正	昭和47年4月15日
改正	昭和60年4月17日
改正	平成17年4月10日
改正	平成19年4月10日
改正	平成21年4月5日
改正	平成21年10月4日
改正	令和4年4月3日

(総則)

1. 本会は、秋篠台自治会と称し、事務所を秋篠台公民館（奈良市秋篠町1170番地の81）に置く。

(区域)

2. 本会の区域は、秋篠町1170番地、同1177番地、同1180番地、中山町45番地、同49番地、同51番地、同52番地の2、同78番地、同79番地、同98番地の2及び99番地（以下、秋篠台地区という。）とする。

(会員)

3. 本会の会員は、第2項に定める区域に住所を有する個人とし、正当な理由のない限り当該地区に住所を有する個人の入会を拒んではならない。
会員が秋篠台地区に住所を有しなくなった場合及び会員が会長に退会を申し出た場合は退会したものとする。

(賛助会員)

4. 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。
5. 議決権・費用負担・月当番等は、別に定める場合を除き世帯単位とする。ただし賛助会員は、議決権を有しない。

(目的及び事業)

6. 本会は、市及び各種団体との連携・協調により、地域の発展向上、会員相互の親睦を図り、明るい住みよい地域を築くため努力することを目的とする。
7. 上記の目的を達成するために、地区の振興・教育・保健衛生・環境整備・災害予防・防災・防犯活動・社会福祉等の各種事業等を行う。
8. 事業の一環として、婦人会・青年会・子ども会等の組織に対する協力・助成を行うことができる。
9. 地区内に弔事があるとき、会長は速やかに、全会員に連絡するものとする。ただし、遺族の意向により対応する。

(役員及び月当番)

10. 本会の円滑な運営を図るため、組単位毎に民主的方法により、会員から役員1名を選出して役員会を構成し、総会における承認を得るものとする。
11. 役員の内選により、会長、副会長2名、会計係1名を置き、会長は本会を代表し、通常事項については役員で分担を定め、連帯して自治会運営に当たるものとする。
12. 役員の内任は、1ヶ年とし、再任を妨げない。
役員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を選出し、任期は前任者の残余期間とする。
始期は毎年4月とする。
13. 本会の役員等に手当を支給する。(※兼務の場合は金額の多い方とする。)
 - (1) 会長 年額 1万円
 - (2) その他役員 年額 5千円
 - (3) 地域安全推進委員 年額 5千円
14. 組単位毎に、会員は一定の順序で月当番に当たり、会費の徴収、文書の配布、連絡事項、その他組選出の役員を補佐するものとする。

(会議)

15. 総会は、本会の最高議決機関で、毎年1回定例総会を開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、総会は議決権を持つ会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。
16. 総会においては、会則の変更、会計報告、会計監査委員の選出、その他必要事項を審議する。
17. 役員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が随時必要に応じて招集する。

(資産の構成及び管理)

18. 本会の資産は会費、寄付金及びその他の収入を持って構成する。資産は会長が管理し、その方法は議決を経て会長が別に定める。
19. 会費は、月額300円(年額3,600円を一括徴収し、途中入会は月割にし、途中退会者には返金しない。)とし、本会の目的の範囲内で、役員会が認めたものについて支出する。
20. 会員世帯の出産に際しては、出産祝金を渡すものとする。
21. 会員の死亡に際しては、弔意を表し、弔慰金を渡すものとする。

(会計及び監査)

22. 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
23. ①本会の会計を監査するため、会計監査委員2名を置く。会計監査委員は、定期総会において民主的方法により選出し、任期は次期定例総会までとする。
②本会より一定額以上の助成金を受けている組織は、毎年2月末日までに組織の会計報告を会長に提出しなければならない。

24. 会計監査は、半期毎に行うものとし、会計監査委員は総会において結果を報告しなければならない。

(環境保全)

25. 会員は、周辺住民相互との緊密な関係の保持を基調とし、地域内の良好な環境保全に留意し、いやしくも住民地としての秩序を乱し、美観を損なう行為をしてはならない。
26. 地域内における建築の実施は、地区に課せられた建築上の諸法規に準拠するとともに、環境との調和及び公害発生の防止に留意し、周辺住民の平穏な生活を阻害するものであってはならない。不動産を譲渡するに際しても、不調和な建築がなされないよう同様の配慮を要する。
27. 新規に居住以外の目的を持って土地を使用し、または建築を実施しようとする者は、事前に自治会長に届け出ることを要する。
28. 地区内の土地建物の使用または建築(計画段階のものを含む)が、著しく周辺区との調和を乱し、良好な環境状態を損ない、既成の住民生活を乱すおそれのある時会長は、住民の代表として、適時当事者と話し合いを行い、所要の措置を講ずるものとする。

(会則の変更)

29. 会則は、総会に於いて会員の4分の3以上の議決を得、かつ、奈良市長の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(法人の解散事由の発生)

30. 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

31. 本会の解散のときに有する残余財産は、総会に於いて会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

(附則)

- (1) 本会則に定めのない事項については、役員会により処置する。
- (2) 本会則は、昭和45年4月1日より施行する。
- (3) 本会則は、昭和46年4月1日より施行する。
- (4) 本会則は、昭和47年4月1日より施行する。
- (5) 本会則は、昭和61年4月1日より施行する。
- (6) 本会則は、平成17年4月10日より施行する。
- (7) 本会則は、平成19年4月10日より施行する。
- (8) 本会則は、平成21年4月5日より施行する。
- (9) 本会則は、令和4年4月1日より施行する。